

東日本大震災により被害を受けた皆様へ

雑損控除等のご相談は栃木税務署まで

東日本大震災により、ご自身や扶養親族の方などが所有する住宅や家財などに被害を受けた方は、震災特例法（※）の適用により、平成22年分又は平成23年分のいずれかの年分を選択して、所得税の軽減等の措置を受けることができる場合があります。

栃木税務署では、電話による相談や事前予約制による申告受付を随時行っておりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

※震災特例法とは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」をいいます。



ご相談の連絡先

事前に必ず相談日時をご予約ください。

栃木税務署 個人課税部門

☎ 0282(22)0885(代表)

- ・自動音声の案内にしたがって、電話による相談の場合は「0」番を、申告相談の予約に関するお問い合わせの場合は「2」番をお選びください。
- ・相談時にご用意いただく書類等のご案内もあわせて行いますのでご確認ください。
- ・市役所では予約受付できません。

年が明けますと、例年以上に申告会場は混雑が予想されますので、できるだけ年内にお手続をお願いします。

下野市ホームページまたは国税庁ホームページでも情報を掲載しております。

- 平成22年分の所得税の還付に関する判定表
- 東日本大震災により被害を受けた方へ（税務署からのお知らせ）
- 被災した資産の明細書
- パソコンでの申告書等の作成のご案内

平成23年分 青色申告決算等説明会のお知らせ

税務署では、青色申告決算書の作成方法や作成にあたっての注意点などについて、次のとおり説明会を開催します。

なお、説明会で使用する資料は、当日、会場で配付します。

講師は、税務署職員又は税務署が依頼した税理士が行います。

※対象地区以外の会場にもご出席いただけます。

※各会場は、駐車場が狭いため、車でのご来場はご遠慮ください。

※不動産所得のある方の説明会の開催予定はありませんが、適宜、下記のいずれかの説明会にご出席いただけます。

問い合わせ先

栃木税務署

☎ 0282(22)0885

自動音声案内の「2」をお選びください。

広報しもつけ11月号でお知らせした「平成23年分 青色申告決算等説明会のお知らせ」に一部訂正があります。正しくは左記（下記の表）のとおりとなります。お詫びして訂正いたします。

・12月6日（火）会場

正）栃木市文化会館小ホール
誤）小山市立中央公民館

対象者	開催日	開催時間	開催場所	対象
営業所得のある方	12月1日（木）	午後2時～4時	小山市立中央公民館 第1研修室 小山市中央町1-1-1 (小山市役所隣小山市中央市民会館内)	小山市 野木町
	12月6日（火）		栃木市文化会館小ホール 栃木市旭町12-16	下野市 栃木市 壬生町 岩舟町
農業所得のある方	12月6日（火）	午前10～正午		全市町